

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6666861号
(P6666861)

(45) 発行日 令和2年3月18日(2020.3.18)

(24) 登録日 令和2年2月26日(2020.2.26)

(51) Int.Cl.

G06Q 30/02 (2012.01)

F 1

G06Q 30/02 470
G06Q 30/02 398

請求項の数 19 (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2016-575450 (P2016-575450)
 (86) (22) 出願日 平成27年6月17日 (2015.6.17)
 (65) 公表番号 特表2017-520060 (P2017-520060A)
 (43) 公表日 平成29年7月20日 (2017.7.20)
 (86) 國際出願番号 PCT/CN2015/081664
 (87) 國際公開番号 WO2016/004815
 (87) 國際公開日 平成28年1月14日 (2016.1.14)
 審査請求日 平成30年6月13日 (2018.6.13)
 (31) 優先権主張番号 201410331630.7
 (32) 優先日 平成26年7月11日 (2014.7.11)
 (33) 優先権主張国・地域又は機関
中国(CN)

(73) 特許権者 511050697
アリババ グループ ホウルディング リ
ミテッド
英國領ケイマン諸島 グランド ケイマン
ジョージ タウン ピーオーボックス
847 ワン キャピタル プレイス フ
オース フロア
(74) 代理人 100079108
弁理士 稲葉 良幸
(74) 代理人 100109346
弁理士 大貫 敏史
(74) 代理人 100117189
弁理士 江口 昭彦
(74) 代理人 100134120
弁理士 内藤 和彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】事実および関係の集合として統合される閲覧データに基づいて推論技術を適用するための知識処理方法および装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

対象商品についての情報を提供するための装置によって実行される方法であって、
記憶された生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間の対応を事前に確立することと、

ユーザの閲覧行動が第1の特徴を満たすか否かを決定するために前記閲覧行動を監視することと、

前記監視した閲覧行動が前記第1の特徴を満たしたとき前記ユーザの記憶された生活シナリオについての情報を決定することと、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報に関連付けられた対象商品についての情報を決定することと、

前記第1の特徴を満たす前記閲覧行動からユーザの注意を解放するために、前記ユーザに前記対象商品についての前記決定した情報を提供することと、を含み、

前記第1の特徴を満たすことは、前記閲覧行動の累積時間が所定の時間閾値を超えること、前記ユーザの連續閲覧行動の時間長が所定の時間閾値を超えること、又は、少なくとも一つの指定ウェブサイト上で前記ユーザの閲覧行動の時間長が所定の時間閾値を超えることの少なくとも一つを含む、

方法。

【請求項 2】

記憶された生活シナリオについての情報と時間帯との間の対応を事前に確立することを

10

20

さらに含み、

前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報を決定することが、

現在の時点についての情報を取得することと、

前記現在の時点が時間帯内に入るとき、前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報として、前記時間帯に対応する記憶された生活シナリオについての情報を決定することとを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ユーザの日程についての情報を事前に記録することをさらに含み、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記時間帯との間の前記対応を事前に確立することが、

前記ユーザの前記日程についての前記情報に従って前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記時間帯との間の前記対応を確立することを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記関連した対象商品との間で事前に確立した前記対応が、

前記対象商品の地理的位置についての情報をさらに含み、

前記方法が、

前記ユーザの現在の地理的位置についての情報を取得することをさらに含み、かつ、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報に関連付けられた前記対象商品の前記情報を決定することが、

前記記憶された生活シナリオに関連付けられた前記対象商品から前記ユーザの前記現在の地理的位置に關係する対象商品を取得することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

場所、地理的領域についての情報および記憶された生活シナリオについての情報間の対応を事前に確立することをさらに含み、

前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報を決定することが、

前記ユーザの現在の地理的位置についての情報を取得することと、

前記現在の地理的位置が特定の場所が帰属する地理的領域内に位置するとき、前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報として、前記特定の場所に対応する前記記憶された生活シナリオについての情報を決定することとを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記関連した対象商品との間で事前に確立した前記対応における前記関連した対象商品が、

前記対象商品のカテゴリ情報を探して含み、

前記方法が、

前記記憶された生活シナリオにおける前記ユーザの嗜好情報を決定することであって、前記嗜好情報が対象商品のカテゴリ情報を含むことをさらに含み、かつ、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報に関連付けられた前記対象商品についての前記情報を決定することが、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と関連し、かつ前記嗜好情報に従う前記カテゴリ情報に対応する前記対象商品についての前記情報を決定することとを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記記憶された生活シナリオにおける前記ユーザの前記嗜好情報を決定することが、

対象商品の閲覧嗜好または前記記憶された生活シナリオにおける対象商品の購入嗜好の少なくとも1つについての前記ユーザの前記嗜好情報を決定することとを含む、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

10

20

30

40

50

前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報を決定したあと、前記ユーザに前記記憶された生活シナリオについての前記決定した情報を提供することをさらに含む、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 9】

対象商品についての情報を提供するための装置であって、
記憶された生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間の対応を事前に確立する対応確立ユニットと、

ユーザの閲覧行動が第 1 の特徴を満たすか否かを決定するために前記閲覧行動を監視する監視ユニットと、

前記監視した閲覧行動が前記第 1 の特徴を満たしたとき前記ユーザの記憶された生活シナリオについての情報を決定する生活シナリオ情報決定ユニットと、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報に関連付けられた対象商品についての情報を決定する対象商品情報決定ユニットと、

前記第 1 の特徴を満たす前記閲覧行動からユーザの注意を解放するために、前記ユーザに前記対象商品についての前記決定した情報を提供する対象商品情報提供ユニットと、を備え、

前記第 1 の特徴を満たすこととは、前記閲覧行動の累積時間が所定の時間閾値を超えること、前記ユーザの連続閲覧行動の時間長が所定の時間閾値を超えること、又は、少なくとも一つの指定ウェブサイト上での前記ユーザの閲覧行動の時間長が所定の時間閾値を超えることの少なくとも一つを含む、

装置。

【請求項 10】

前記ユーザの日程についての情報を事前に記録する日程記録ユニットさらに備える、請求項 9 に記載の装置。

【請求項 11】

前記ユーザの現在の地理的位置についての情報を取得する地理的位置情報取得ユニットをさらに備え、

前記対象商品情報決定ユニットが、前記記憶された生活シナリオに関連付けられた前記対象商品から前記ユーザの前記現在の地理的位置に関する対象商品についての情報をさらに取得する、請求項 9 に記載の装置。

【請求項 12】

前記記憶された生活シナリオにおける前記ユーザの嗜好情報を決定する嗜好情報取得ユニットをさらに備え、

前記嗜好情報は、前記対象商品のカテゴリ情報を含む、請求項 9 に記載の装置。

【請求項 13】

前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報を決定したあと、前記ユーザに前記記憶された生活シナリオについての前記決定した情報を提供する生活シナリオ情報提供ユニットをさらに備える、請求項 9 に記載の装置。

【請求項 14】

装置の少なくとも 1 つのプロセッサによって、前記装置にデータを記憶するための方法を行わせるように実行可能な一組の命令を記憶する非一時的なコンピュータ可読媒体であって、前記方法は、

記憶された生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間の対応を事前に確立することと、

ユーザの閲覧行動が第 1 の特徴を満たすか否かを決定するために前記閲覧行動を監視することと、

前記監視した閲覧行動が前記第 1 の特徴を満たしたとき前記ユーザの記憶された生活シナリオについての情報を決定することと、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報に関連付けられた対象商品についての情報を決定することと、

10

20

30

40

50

前記第1の特徴を満たす前記閲覧行動からユーザの注意を解放するために、前記ユーザに前記対象商品についての前記決定した情報を提供することと、を含み、

前記第1の特徴を満たすことは、前記閲覧行動の累積時間が所定の時間閾値を超えること、前記ユーザの連続閲覧行動の時間長が所定の時間閾値を超えること、又は、少なくとも一つの指定ウェブサイト上での前記ユーザの閲覧行動の時間長が所定の時間閾値を超えることの少なくとも一つを含む、

非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項15】

前記一組の命令が、前記装置の前記少なくとも1つのプロセッサによって、前記装置に
、

記憶された生活シナリオについての情報と時間帯との間の対応を事前に確立することをさらに行わせるように実行可能であり、

前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報を決定することが、

現在の時点についての情報を取得することと、

前記現在の時点が時間帯内に入るとき、前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報として、前記時間帯に対応する記憶された生活シナリオについての情報を決定することとを含む、請求項14に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項16】

前記一組の命令が、前記装置の前記少なくとも1つのプロセッサによって、前記装置に
、

前記ユーザの日程についての情報を事前に記録させることをさらに行わせるように実行可能であり、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記時間帯との間の前記対応を事前に確立することが、

前記ユーザの前記日程についての前記情報に従って前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記時間帯との間の前記対応を確立することを含む、請求項15に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項17】

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記関連した対象商品との間で事前に確立した前記対応が、

前記対象商品の地理的位置についての情報をさらに含み、

前記一組の命令が、前記装置の前記少なくとも1つのプロセッサによって、前記装置に
、

前記ユーザの現在の地理的位置についての情報を取得することをさらに行わせるように実行可能であり、かつ、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報に関連付けられた前記対象商品の前記情報を決定することが、

前記記憶された生活シナリオに関連付けられた前記対象商品から前記ユーザの前記現在の地理的位置に関する対象商品を取得することを含む、請求項14に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項18】

前記一組の命令が、前記装置の前記少なくとも1つのプロセッサによって、前記装置に
、

場所、地理的領域についての情報および記憶された生活シナリオについての情報間の対応を事前に確立することをさらに行わせるように実行可能であり、

前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報を決定することが、

前記ユーザの現在の地理的位置についての情報を取得することと、

前記現在の地理的位置が特定の場所が帰属する地理的領域内に位置するとき、前記ユーザの前記記憶された生活シナリオについての前記情報として、前記特定の場所に対応する前記記憶された生活シナリオについての情報を決定することとを含む、請求項14に記

10

20

30

40

50

載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 19】

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と前記関連した対象商品との間で事前に確立した前記対応における前記関連した対象商品が、

前記対象商品のカテゴリ情報を探るに含み、

前記一組の命令が、前記装置の前記少なくとも 1 つのプロセッサによって、前記装置に

、
前記記憶された生活シナリオにおける前記ユーザの嗜好情報を決定することであって、前記嗜好情報が対象商品のカテゴリ情報を含むことをさらに行わせるように実行可能であり、かつ、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報に関連付けられた前記対象商品についての前記情報を決定することが、

前記記憶された生活シナリオについての前記情報と関連し、かつ前記嗜好情報に従う前記カテゴリ情報に対応する前記対象商品についての前記情報を決定することを含む、請求項 14 に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

関連出願の相互参照

[001] 本出願は、全内容が引用によって本明細書に援用されている、2014年7月1
20
1日出願の中国出願第201410331630.7号に対する優先権および同号に対する
優先権の利益を主張する、2015年6月17日に出願の国際出願PCT/CN201
5/081664の米国特許法第371条に基づく米国国内段階出願である。

【0002】

[002] 本出願は対象商品のための情報処理の技術分野に関し、より詳細には対象商品についての情報を提供するための方法および装置に関する。

【背景技術】

【0003】

[003] 電子商取引プラットフォームの不断の進歩ならびに従来の通信および移動通信技術の急速な発展について、ますます多くの人々が自分が必要とする商品をオンラインショッピングによって取得することを選ぶ。商品のカテゴリは日常生活における様々な側面をカバーする。そのような電子商取引プラットフォームを通してショッピングするとき、人々はしばしばウェブページの多彩なコンテンツによって引きつけられ、無意識のうちに多くのコンテンツを閲覧する。しかしながら、実際には、閲覧することは、人々が自分の注意を集中することを必要とし、かつ非常にエネルギーを消費するものである。彼らは自分が閲覧することをやめるまで疲れているとは感じない。加えて、人々はこの状況では夕食または睡眠の時間をたびたび忘れる。彼らの日程は破綻する。それは健康への悪影響をもたらすことがある。その上、ユーザが 1 つのカテゴリ下の対象商品を閲覧したあと、最終取引がなされる比率は高くない。その代わりに、ユーザにとって本当に有用であるサービスをユーザが見つけ十分に利用することができない。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

[004] したがって、ユーザに日程活動のことを気づかせつつ、どのようにして取引プラットフォームによって提供されるサービスまたはリソースの合理的な利用にユーザを効果的に誘導するかが、当業者が解決する必要がある技術的課題になっている。

【課題を解決するための手段】

【0005】

[005] 本出願は対象商品についての情報を提供するための方法および装置を提供する。
それは、ユーザに日程活動のことを気づかせつつ、取引プラットフォームによって提供さ

10

20

30

40

50

れるサービスまたはリソースの合理的な利用にユーザを効果的に誘導してもよい。

【0006】

[006] 1つの態様において、本開示は対象商品についての情報を提供するための方法を目的とする。方法は、生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間の対応を事前に確立することを含んでもよい。方法は、ユーザの閲覧行動を監視することも含んでもよい。加えて、方法は、監視した閲覧行動が第1の特徴を満たしたときユーザの生活シナリオについての情報を決定することを含んでもよい。その上、方法は、生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報を決定することを含んでもよい。さらには、方法は、対象商品についての決定した情報をユーザに提供することを含んでもよい。

10

【0007】

[007] 別の態様において、本開示は対象商品についての情報を提供するための装置を目的とする。装置は、生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間の対応を事前に確立する対応確立ユニットを含んでもよい。装置は、ユーザの閲覧行動を監視する監視ユニットも含んでもよい。装置は、監視した閲覧行動が第1の特徴を満たしたときユーザの生活シナリオについての情報を決定する生活シナリオ情報決定ユニットをさらに含んでもよい。加えて、装置は、生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報を決定する対象商品情報決定ユニットを含んでもよい。その上、装置は、対象商品についての決定した情報をユーザに提供する対象商品情報提供ユニットも含んでもよい。

20

【発明の効果】

【0008】

[008] 本出願における具体的な実施形態によれば、本出願は以下の技術的効果を開示する。

【0009】

[009] 本出願の実施形態を通じて、取引プラットフォームにおけるユーザの閲覧行動が監視されてもよい。閲覧行動が第1の特徴を満たすことが検出されたとき、ユーザの生活シナリオについての情報がさらに取得されてもよい。したがって、生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報がユーザに推奨される。このようにして、一方では、ユーザはそれまでの閲覧行動から解放され、自分の注意を緩めることができる。他方では、推奨される情報がユーザの実際の生活シナリオに密接に関係するので、ユーザに日程を気づかせる効果も達成される。取引プラットフォームの観点からは、推奨される情報がユーザに有用であるので、ユーザが取引をするという高い確率がある。換言すれば、取引プラットフォームにおけるサービスまたはリソースの有効利用の確率が上昇される。

30

【0010】

[010] 本出願を実装する任意の製品が必ずしも上述の利点のすべてを同時に達成するわけではない。

【0011】

[011] 本出願の実施形態における技術的解決策または先行技術を明確に記載するために、実施形態の説明に使用される必要がある図面が以下簡潔に紹介されることになる。以下の説明における図面は本出願のいくつかの実施形態であるにすぎないことが明らかである。当業者は創造的な労力なしでこれらの図面に従って他の図面をさらに得てもよい。

40

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】[012]本出願の実施形態に係る、対象商品についての情報を提供するための例示的な方法のフローチャートである。

【図2】[013]本出願の実施形態に係る、対象商品についての情報を提供するための装置方法の概要図である。

【発明を実施するための形態】

50

【0013】

[014] 本出願の実施形態における技術的解決策は、本出願の実施形態における添付の図面を参照しつつ以下に明確かつ十分に記載されることになる。記載される実施形態は本出願のすべてのというよりはむしろいくつかの実施形態であるにすぎないことが明らかである。本出願の実施形態に基づいて当業者によって得られるすべての他の実施形態は本出願の保護範囲内に入る。

【0014】

[015] 本出願の実施形態において、取引プラットフォームにおけるユーザ行動がインターネット環境において監視されてもよい。ユーザの閲覧行動が特定の特徴を満たし、かつユーザが特定のかつ記憶した予め設定された生活シナリオにいることが検出された場合、記憶した生活シナリオに関する対象商品についての情報がユーザに推奨されてもよい。このようにして、一方では、ユーザは、長時間続いたそれまでの閲覧行動から推奨された情報に自分の注意を移すことができる。他方では、推奨される情報がユーザの記憶した予め設定された生活シナリオに関するので、それはユーザに記憶した生活シナリオに基づいてなされるべきことを気づかせることができる。その上、対象商品についての推奨される情報は、記憶したかつ予め設定された生活シナリオに従ってユーザがする必要があることに関係する。それは、ユーザを誘導して、それまでのユーザ活動に基づいてその者が目下最も必要としそうなサービスまたはリソースに注意を払わせることと同等である。したがって、サービスまたはリソースを利用することができ、それによってそれらの価値を実現する。実用的な実装が以下詳細に記載される。

10

20

【0015】

[016] 図1を参照して、本出願の実施形態は、対象商品についての情報を提供するための方法をまず提供する。方法は以下のステップを含んでもよい。

【0016】

[017] S101：生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間の対応を事前に確立する。

【0017】

[018] 具体的な実装において、取引プラットフォームが提供することができる対象商品は日常生活の様々な側面をカバーしてもよい。いくつかの対象商品はサービスまたはリソースの形態で存在してもよい。そのようなサービスまたはリソースはユーザの生活シナリオに直接関係してもよい。たとえば、昼食をとる必要があるときに、ユーザは取引プラットフォームで共同購入のキャンペーンなどを提供する飲食店を検索してもよい。保養または娯楽活動を行う必要があるときに、ユーザは取引プラットフォームで共同購入のキャンペーンなどを提供する娯楽の場所を検索してもよい。したがって、本出願のこの実施形態において、生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報との間の対応が事前に確立されてもよい。このようにして、ユーザが長時間取引プラットフォームにおいて無為に過ごしており、かつ特定の生活シナリオの判定基準が満たされることが見いだされたとき、生活シナリオに対応する対象商品についての情報をユーザに推奨することができる。したがって、ユーザはそれまでの無為な状態から推奨された対象商品に関する状態に移ることができる。加えて、推奨される対象商品がユーザの生活シナリオに関係するので、それは、ユーザを誘導して推奨される情報に対応するサービスを取得させることができるだけでなく、また実世界に戻って生活シナリオにおいてなされる必要があることをすることをユーザに気づかせることもできる。たとえば、ユーザが閲覧しているときに昼食の時間になれば、ユーザはまず昼食をとるべきである。したがって、飲食店の共同購入についての情報または持ち帰りサービスを提供することができる飲食店についての情報など、昼食に関する対象商品がユーザに推奨される。

30

40

【0018】

[019] 具体的な実装において、生活シナリオについての情報と対象商品についての情報との間の対応は表1に示されるように記憶されてもよい。

【0019】

50

【表1】

表1

生活シナリオについての情報	対象商品についての情報
朝食	朝食についての情報
昼食	飲食店での昼食の共同購入についての情報
午後のお茶	1種類のスナック食品の共同購入についての情報
夕食	夕食の共同購入についての情報
フィットネス	美容術についての情報
....

10

20

【0020】

[020] S102：ユーザの閲覧行動を監視する。

【0021】

[021] ユーザが取引プラットフォームのクライアントインターフェースに入り、閲覧行動を行うときに、取引プラットフォームシステムはユーザが取引プラットフォームに出入りする時間を認識することができる。取引プラットフォームシステムは、ユーザによって行われる行動、ユーザが閲覧した具体的なウェブページなどを学習することもできる。したがって、取引プラットフォームは、ユーザが取引プラットフォームに入ると計時を開始してもよく、ユーザが取引プラットフォームを出ることを見いだすと計時をやめる。たとえば、ユーザが取引プラットフォームに入り、特定の期間（たとえば、1時間以上）の間取引プラットフォームを出なければ、取引プラットフォームにおけるユーザの連続閲覧行動が検出されたとき考えられる。

30

【0022】

[022] 本出願のこの実施形態において、ユーザの閲覧行動のいわゆる監視は、クライアントによって生成される情報を監視することによって閲覧行動を取得することを指してもよいことに留意されたい。ユーザが様々な閲覧行動を行うときに、ブラウザクライアントまたはアプリケーションクライアントが使用される必要がある。クライアントはサーバに様々な要求を提出し、サーバから様々な応答を取得し、次いでクライアントのユーザインターフェースを通じて応答を表示する。したがって、クライアントによって生成される様々な要求メッセージに従って、閲覧行動についての対応する情報を取得および監視することができる。

40

【0023】

[023] S103：監視した閲覧行動が第1の特徴を満たしたときユーザの生活シナリオについての情報を決定する。

【0024】

[024] ユーザの閲覧行動が予め設定された特徴を満たすことが検出されたあと、ユーザの生活シナリオについての情報が取得されてもよい。複数の第1の特徴があつてもよい。たとえば、実際的応用において、第1の特徴は以下の閲覧行動特徴、特定の開始時点から始まる（たとえば、一日の0:00から始まる）ユーザの閲覧行動の累積時間が第1の時間閾

50

値を超えること、ユーザの連続閲覧行動の時間長が第1の時間閾値を超えること、または少なくとも1つの指定ウェブサイト上でのユーザの閲覧行動の時間長（これは特定の開始時点から始まる累積時間長または1回の閲覧の持続時間の時間長を含んでもよい）が第1の時間閾値を超えること、の少なくとも1つまたは任意の組合せを含んでもよい。

【0025】

[025] 生活シナリオについてのいわゆる情報は、食事（これは朝食、昼食および夕食とさらに特定されてもよい）、午後のお茶および美容術など、ユーザが自分の実生活におけるこの時点でどの活動を行うべきか、または行ってもよいかを指す。したがって、生活シナリオについての情報は、詳細には時間および位置などの様々な側面での情報に基づいて取得されてもよい。

10

【0026】

[026] たとえば、ユーザが第1の特徴を満たす閲覧行動を行うことが検出されたとき、現在の時点が取得されてもよい。現在の時点が予め設定された時間帯内に入る場合、予め設定された時間帯に対応する生活シナリオについての情報が取得されることが決定されてもよい。時間帯と生活シナリオについての情報との間の対応は経験的対応に従って事前に確立されてもよい。たとえば、一般に、朝の7:00～9:00に対応する生活シナリオは朝食でもよい。11:30～13:00に対応する生活シナリオは昼食でもよい。15:00～16:30に対応する生活シナリオは午後のお茶でもよい。17:30～19:30に対応する生活シナリオは夕食でもよい。具体的な実装において、そのような対応はデータベースに事前に記憶されてもよい。たとえば、データベースにおける情報は表2に示されるようなものであってもよい。

20

【0027】

【表2】

表2

時間帯	生活シナリオについての情報
7:00-9:00	朝食
11:30-13:00	昼食
15:00-16:30	午後のお茶
17:30-19:30	夕食
....

30

【0028】

[027] ユーザが第1の特徴を満たす閲覧行動を行い、かつ現在の時点が特定の時間帯内にちょうど入ることが見いだされたとき、対応する生活シナリオについての情報が、表2に図示されるデータベースに問い合わせることによって取得されてもよい。たとえば、ユーザが長時間取引プラットフォームにおいて閲覧していたことが12:00に見いだされたとき、ユーザの生活シナリオについての情報が「昼食」であることが表2に図示されるデータベースに問い合わせることによって学習されてもよい。換言すれば、昼食の時間である。

40

【0029】

[028] 上述の表2に図示されるような時間帯および対応する生活シナリオについての情報は、一般に大部分の人々の共通の習慣に基づいて統計量を通して得られる。しかしながら、実際的応用において、異なるユーザは異なる日程を有してもよい。たとえば、仕事が特別であるユーザは昼食時間を14:00～15:00に設定し、それに対応して夕食時間を19:00～21:00に設定してもよい。ユーザは午後のお茶を飲むなどの習慣を有しなくてもよい。したがって、具体的な実装において、ユーザのそれぞれの日程につい

50

ての情報は個々に取得されてもよい。この場合には、生活シナリオの異なる情報データベースが異なるユーザのために確立されてもよい。たとえば、この場合には、データベースに記録される情報は表3に示されるようなものであってもよい。

【0030】

【表3】

表3

ユーザ識別	時間帯	生活シナリオについての情報
ユーザ1	7:00-9:00	朝食
	11:30-13:00	昼食
	15:00-16:30	午後のお茶
	17:30-19:30	夕食

ユーザ2	9:00-10:00	朝食
	14:00-15:00	昼食
	19:00-21:00	夕食

10

20

【0031】

[029] 上述したデータベースが異なるユーザの日程の規則に従って確立されたあと、ユーザが第1の特徴を満たす閲覧行動を行うことが検出されたとき、ユーザに対応する特別なデータ項目がデータベースに問い合わせられてもよい。それはユーザの現在の生活シナリオについての情報を決定するだろう。ユーザ1およびユーザ2の双方が連続閲覧行動を行うことが午後の15:00に検出されたとき仮定すれば、ユーザ1に対応する生活シナリオについての情報は午後のお茶であり、ユーザ2に対応する生活シナリオについての情報は昼食である。

30

【0032】

[030] ユーザの日程についての情報は詳細には様々な方式で取得されてもよい。たとえば、入力ボックスなどの対応する操作項目がユーザに提供されてもよい。ユーザは自分で情報を入力する。いくつかの実施形態において、ユーザの日程についての情報は、取引プラットフォームと関連した、インスタントメッセージングツールなどのツールでのユーザのチャット記録のテキストを解析することによって取得されてもよい。

【0033】

[031] 別の実装において、ユーザの現在の生活シナリオは代替的にユーザの位置情報に従って決定されてもよい。具体的な実装において、場所、地理的領域についての情報および生活シナリオについての情報間の対応が事前に確立されてもよい。このようにして、ユーザが第1の特徴を満たす閲覧行動を行うことが見いだされた場合、ユーザの地理的位置についての情報が取得されてもよい。方法は、次いで場所(たとえば、ジム、図書館など)の地理的領域についての予め取得した情報とユーザの地理的位置についての取得した情報を比較してもよい。ユーザが特定の場所が帰属する地理的領域内に位置することが見いだされた場合、ユーザがこの場所に位置すると決定されてもよい。それに対応して、場所と対応する生活シナリオについての情報との間の対応も事前に確立されるので、ユーザの現在の生活シナリオについての情報がさらに、ユーザが現在位置する場所に従って決定されてもよい。一例が表4に示される。

40

【0034】

50

【表4】

表4

場所	生活シナリオについての情報
ジム	フィットネス
美容院	美容術
理髪店	散髪
… …	… …

10

【0035】

[032] ユーザの地理的位置についての情報は様々な方式で得られてもよい。たとえば、ユーザが移動端末装置を用いて取引プラットフォームにアクセスするとき、移動端末装置は一般に測位システムが備えられるので、ユーザの地理的位置についての情報は移動端末装置における測位システムに従って取得されてもよい。

20

【0036】

[033] S104：生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報を決定する。

【0037】

[034] ユーザの現在の生活シナリオについての情報が取得されたあと、生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報が表1に記録される対応に従って決定されてもよい。

【0038】

[035] S105：対象商品についての決定した情報をユーザに提供する。

30

【0039】

[036] 関連した対象商品についての情報が決定されたあと、対象商品についての情報はユーザに推奨されてもよい。対象商品についての情報がユーザに提供されるとき、対象商品についての情報は個々のクライアントに提供されてもよい。クライアントはそれに応じてユーザに情報を提示または再生してもよい。

【0040】

[037] 実際的応用において、対象商品についての推奨される情報がユーザに提供されるとき、時間および位置などの要因がさらに考慮に入れられてもよい。たとえば、ユーザの生活シナリオが時点に従って決定されたあと、ユーザの現在の地理的位置に関する対象商品についての情報が、生活シナリオと関連したカテゴリ下の対象商品から取得され、ユーザに提供されてもよい。たとえば、昼食時間に、一般に、飲食店サービスまたはリソースについての情報がユーザに推奨されてもよい。この場合には、ユーザの現在の位置についての情報がさらに考慮に入れられてもよい。したがって、ユーザの位置に近い飲食店サービスまたはリソースについての情報がユーザに推奨されてもよい。そのような情報はユーザに有用である。たとえば、ユーザが第1の特徴を満たす閲覧行動を行い、かつユーザの取得した位置が建国門地区に帰属することが昼食時間に見いだされたとき、建国門地区に近い飲食店サービスまたはリソースについての情報がユーザに提供されてもよい。ユーザは通常近くの飲食店で昼食をとることを選ぶので、そのような推奨される情報はユーザにより大きな価値がある。この場合には、表1に記録される対応は、対象商品についての情報と対象商品の地理的位置についての情報との間の対応をさらに記録してもよい。

40

【0041】

50

[038] 加えて、推奨される情報を提供する工程で、ユーザの嗜好情報、ユーザが興味がある対象商品のカテゴリについての情報がさらに考慮に入れられてもよい。たとえば、飲食店と関係する共同購入サービスについて、このカテゴリは、ファストフード、ホットポットおよびバーベキューなどの多くの下位カテゴリをさらに含んでもよい。異なるユーザは異なる嗜好を有してもよい。したがって、推奨される情報が生活シナリオについての決定した情報に従ってユーザに提供されるとき、生活シナリオに関連付けられた対象商品についての情報はユーザの嗜好情報に従ってユーザに推奨されてもよい。このようにして、対象商品についての推奨される情報は現在の生活シナリオにおけるユーザの実需をよりよく満たすことができる。取引をする確率が改善されてもよい。ユーザは取引プラットフォームから有効なサービスまたはリソースを獲得してもよい。ユーザの嗜好情報が取得されるとき、対象商品の閲覧嗜好についての、および具体的な生活シナリオにおける対象商品の購入嗜好についてのユーザの嗜好情報が決定されてもよい。加えて、この場合には、表1に記録される対応は、対象商品のカテゴリ情報をさらに記録してもよい。
10

【0042】

[039] さらには、推奨される情報を提供する工程で、ユーザが閲覧している対象商品のカテゴリがさらに考慮に入れられてもよい。このようにして、ユーザが閲覧している対象商品のカテゴリと予め設定されたカテゴリとの間の関連関係に従って、生活シナリオと関連したカテゴリ下の対象商品についての推奨される情報をユーザに提供することができる。カテゴリ間の関連関係は経験などに従って予め設定されてもよい。たとえば、ユーザは長時間女性用ドレスのカテゴリ下で閲覧していた。午後のお茶の時間になると、推奨されるべき対象商品は午後のお茶のカテゴリ下のデザートなどでもよい。理由は次の通りである：ユーザが長時間女性用ドレスのカテゴリ下で閲覧していたので、それは通常ユーザが女性であることを示す。多くの女性がおそらく午後のお茶でデザートに興味があるので、デザートのカテゴリ下の対象商品についての情報がユーザに優先して推奨されてもよい。
20

【0043】

[040] 具体的な実装において、対象商品についての推奨される情報をユーザに提供する工程で、現在の生活シナリオについての決定した情報がさらにユーザに提供されてもよい。たとえば、ダイアログボックスがユーザインターフェースに提示されて「夕食の時間です」と示す。ボタンなどのコントロールがさらにインターフェースに設定されて「分かりました」などのテキストを示してもよく、ダイアログボックスはユーザがボタンをクリックまたはタップするまで閉じられないことになる。このようにして、ユーザは推奨された情報により多くの注意を払うだろう。したがって、気づかせる効果が強化される。
30

【0044】

[041] 要約すれば、本出願のこの実施形態を通じて、取引プラットフォームにおけるユーザの閲覧行動が監視されてもよい。閲覧行動が第1の特徴を満たすことが検出されたとき、ユーザの生活シナリオについての情報がさらに取得されてもよい。したがって、生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報がユーザに推奨される。このようにして、一方では、ユーザはそれまでの閲覧行動から解放され、注意を緩めることができる。他方では、推奨される情報がユーザの実際の生活シナリオに密接に関係するので、ユーザに日程を気づかせる効果も達成される。取引プラットフォームの観点からは、推奨される情報がユーザに有用であるので、ユーザが取引をするという高い確率がある。換言すれば、取引プラットフォームにおけるサービスまたはリソースを有效地に利用する確率が上昇される。
40

【0045】

[042] 本出願の実施形態に係る対象商品についての情報を提供するための方法に対応して、本出願の実施形態は、対象商品についての情報を提供するための装置をさらに提供する。図2を参照して、装置は、

【0046】

[043] 生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間の対応を事前に確立する対応確立ユニット201と、
50

【 0 0 4 7 】

[044] ユーザの閲覧行動を監視する監視ユニット 202 と、

【 0 0 4 8 】

[045] 監視した閲覧行動が第 1 の特徴を満たしたときユーザの生活シナリオについての情報を決定する生活シナリオ情報決定ユニット 203 と、

【 0 0 4 9 】

[046] 生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報を決定する対象商品情報決定ユニット 204 と、

【 0 0 5 0 】

[047] 対象商品についての決定した情報をユーザに提供する対象商品情報提供ユニット 205 とを含んでもよい。 10

【 0 0 5 1 】

[048] 第 1 の特徴は以下の閲覧行動の特徴、

【 0 0 5 2 】

[049] 特定の開始時点から始まるユーザの閲覧行動の累積時間が第 1 の時間閾値を超えること、

【 0 0 5 3 】

[050] ユーザの連続閲覧行動の時間長が第 1 の時間閾値を超えること、または

【 0 0 5 4 】

[051] 少なくとも 1 つの指定ウェブサイト上でのユーザの閲覧行動の時間長が第 1 の時間閾値を超えること、の少なくとも 1 つまたは任意の組合せを含む。 20

【 0 0 5 5 】

[052] 生活シナリオについての情報は詳細には様々な方法によって取得されてもよい。たとえば、実装において、装置は、生活シナリオについての情報と時間帯との間の対応をさらに事前に確立してもよい。

【 0 0 5 6 】

[053] この場合には、生活シナリオ情報決定ユニット 203 は詳細には、

【 0 0 5 7 】

[054] 現在の時点についての情報を取得し、現在の時点が特定の時間帯内に入る場合、ユーザの生活シナリオについての情報として、時間帯に対応する生活シナリオについての情報を決定するように構成されてもよい。 30

【 0 0 5 8 】

[055] 具体的な実装において、装置は、

【 0 0 5 9 】

[056] ユーザの日程についての情報を事前に記録する日程記録ユニットをさらに含んでもよい。このようにして、生活シナリオについての情報と時間帯との間の対応はユーザの日程についての情報に従って確立されてもよい。

【 0 0 6 0 】

[057] 推奨される情報がユーザの要求をよりよく満たすことを可能にするために、生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間で事前に確立した対応は対象商品の地理的位置についての情報をさらに含んでもよい。装置は、 40

【 0 0 6 1 】

[058] ユーザの現在の地理的位置についての情報を取得する地理的位置情報取得ユニットをさらに含んでもよい。

【 0 0 6 2 】

[059] 対象商品情報決定ユニット 204 は詳細には、

【 0 0 6 3 】

[060] 生活シナリオに関連付けられた対象商品からユーザの現在の地理的位置に関する対象商品についての情報を取得し、ユーザに情報を提供するように構成されてもよい。

【 0 0 6 4 】

[061] 別の実装において、場所、地理的領域についての情報および生活シナリオについての情報間の対応がさらに事前に確立されてもよい。この場合には、生活シナリオ情報決定ユニット203は詳細には、

【0065】

[062] 現在の地理的位置についての情報を取得し、現在の地理的位置が特定の場所が帰属する地理的領域内に位置する場合、ユーザの生活シナリオについての情報として、特定の場所に対応する生活シナリオについての情報を決定するように構成されてもよい。

【0066】

[063] 具体的な実装において、生活シナリオについての情報と関連した対象商品との間で事前に確立した対応は対象商品のカテゴリについての情報をさらに含んでもよい。装置は、

10

【0067】

[064] 生活シナリオにおけるユーザの嗜好情報を決定する嗜好情報取得ユニットをさらに含んでもよい。嗜好情報は対象商品のカテゴリについての情報を含んでもよい。

【0068】

[065] 対象商品情報決定ユニット204は詳細には、

【0069】

[066] 生活シナリオについての情報と関連し、かつ消費する嗜好情報に従うカテゴリ情報に対応する対象商品についての情報を決定するように構成される。

20

【0070】

[067] 嗜好情報取得ユニットは詳細には、対象商品の閲覧嗜好および／または生活シナリオにおける対象商品の購入嗜好についてのユーザの嗜好情報を決定するように構成されてもよい。

【0071】

[068] 実際的応用において、ユーザにより効果的に気づかせるために、装置は、

【0072】

[069] ユーザの生活シナリオについての情報を決定したあと、ユーザに生活シナリオについての決定した情報を提供する生活シナリオ情報提供ユニットをさらに含んでもよい。

【0073】

[070] 要約すれば、本出願のこの実施形態を通じて、取引プラットフォームにおけるユーザの閲覧行動が監視されてもよい。閲覧行動が第1の特徴を満たすことが検出されたとき、ユーザの生活シナリオについての情報がさらに取得されてもよい。生活シナリオについての情報に関連付けられた対象商品についての情報がユーザに推奨される。このようにして、一方では、ユーザはそれまでの閲覧行動から解放され、注意を緩めることができる。他方では、推奨される情報がユーザの記憶した生活シナリオに密接に関係するので、ユーザに通常の日程を気づかせる効果も達成される。取引プラットフォームの観点からは、推奨される情報がユーザに有用であるので、ユーザが取引をするという高い確率がある。換言すれば、取引プラットフォームにおけるサービスまたはリソースを有效地に利用する確率が上昇される。

30

【0074】

[071] 上記の実施形態の説明によれば、当業者には、本出願をソフトウェアおよび一般的のハードウェアプラットフォームを用いて実装することができることが明らかになり得る。そのような理解に基づいて、本出願における技術的解決策、現存の技術への寄与はソフトウェア製品の形態で実装されてもよい。コンピュータソフトウェア製品は、ROM/RAM、磁気ディスクまたは光ディスクなどの記憶媒体に記憶されてもよい。コンピュータソフトウェア製品は、コンピュータ装置（これはパーソナルコンピュータ、サーバ、ネットワーク装置などでもよい）に本出願の実施形態または本出願の実施形態のいくつかの部分に記載される方法を行うように命令するためのいくつかの命令を含んでもよい。

40

【0075】

[072] 本明細書における実施形態は漸進的に記載される。実施形態における同じまたは

50

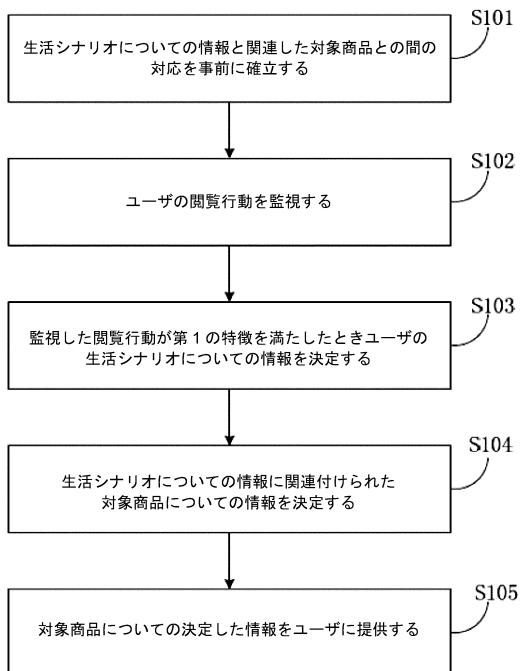
同様の部分に関して、互いに参照されてもよい。各実施形態は他の実施形態との差に焦点を合わせる。特に、システムまたはシステム実施形態は基本的に方法実施形態と同様であり、したがって簡潔に記載される。関連部分に関して、方法実施形態の説明の部分が参照されてもよい。上記したシステムまたはシステム実施形態は例示的であるにすぎない。別々の部分として記載されるユニットは物理的に分離されてもされなくてもよい。ユニットとして図示される部分は物理ユニットであってもなくてもよく、かつ1つの位置に設けられても複数のネットワークユニットに分散されてもよい。ユニットのいくつかまたはすべては、実施形態の解決策の目的を達成する実際の必要に従って選択されてもよい。当業者は創造的な労力なしで実施形態を理解および実装することができる。

【0076】

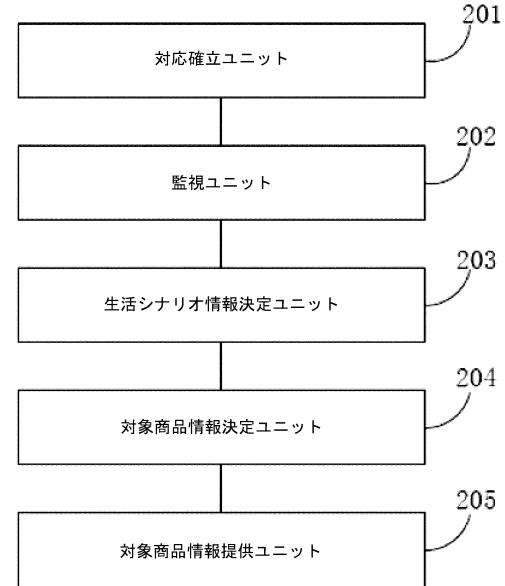
10

[073] 本出願によって提供される対象商品についての情報を提供するための方法および装置は詳細に上記される。本出願の原理および実装を詳述するために、具体的な例が説明に使用される。しかしながら、上記の実施形態の説明は、本出願の方法および本旨の理解を容易にするために使用されるにすぎない。当業者は、本出願の着想に従って具体的な実装および適用範囲に変更を加えることができる。したがって、本明細書の内容は本出願に対する限定として解釈されるべきではない。

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(72)発明者 リウ , シュヤン

中華人民共和国 , 浙江省 311121 , ハンチョウ , ユ ハン ディストリクト , ウエスト ウエン イ ロード ナンバー 969 , ビルディング 3 , 5 / エフ , アリババ グループ リーガル デパートメント

審査官 関 博文

(56)参考文献 特開2002-216035(JP,A)

特開2011-150462(JP,A)

特開2010-257223(JP,A)

国際公開第2013/155440(WO,A2)

米国特許出願公開第2012/0101903(US,A1)

米国特許出願公開第2011/0143731(US,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

G06Q 10/00 - 99/00